

令和6年度 温室効果ガス排出量 調査結果報告書

～地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進～

雫石町

目 次

1	計画の範囲	1
2	排出する温室効果ガスの範囲	2
3	各課・各施設等の取組み状況	3
4	活動量の比較	6
5	活動内容別の温室効果ガス排出量の比較	7
6	施設の種類別温室効果ガス排出量	9
7	課・室ごとの温室効果ガス排出量	10
8	課・室ごとの電気料金・燃料費	11
9	温室効果ガス排出量の目標達成状況	12
10	第V期計画における基準年度（R 1年度）との比較	12
11	総論	13
12	今後の取組み	13

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、令和3年3月に策定された「雫石町地球温暖化対策実行計画（第V期計画）」により、令和6年度の本町における温室効果ガス排出量の結果を報告します。

【参考】

地球温暖化対策の推進に関する法律
（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

1 計画の範囲

この計画の対象は、町の事務及び事業であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務全般となります。各課で所管している対象施設は、次のとおりです。

表1 対象施設等一覧（下線は、指定管理施設）

総務課	役場庁舎、駅前事務所、中町バス待合所、公用車等
総合政策課	<u>七ツ森地域交流センター</u> 、旧橋場小学校、旧大村小学校、公用車等
防災課	消防施設（消防車等）、公用車等
町民課環境対策室	火葬場、墓地公園、春木場駅公衆トイレ
福祉課	<u>老人憩の家鶯宿荘</u> 、地域包括支援センター
健康推進課	健康センター（雫石診療所含）、保健センター、公用車等
こども課	御明神保育所、西根保育所、 <u>児童館</u>
農林課	農業者トレーニングセンター、御所防災ダム管理事務所、七ツ森山村広場トイレ、 <u>コテージむら管理センター</u> 、 <u>体験農園</u> 、 <u>しずくいしアグリリサイクルセンター</u> 、 <u>道の駅農林産物処理加工施設</u> 、 <u>伝統文化保存伝承交流センター</u> 、 <u>南畑地区農林産物処理加工施設</u> 、公用車等 ※桑原飲料水給水施設、小赤沢飲料水給水施設は未使用のため対象外
観光商工課	雫石銀河ステーション、町民憩の家鶯宿集会所、玄武洞さわやかトイレ、ふれあい広場さわやかトイレ、網張温泉ありね山荘、道の駅浄化槽、道の駅急速充電器、滝ノ上休憩舎、 <u>道の駅地域交流拠点施設</u> 、 <u>まちおこしセンター</u> 、御神坂登山口休憩施設、旧上長山小学校 ※旧国見山荘は令和3年度から休止のため対象外
地域整備課	アルペン記念公園、中町公園、鶯宿地区ロードヒーティング施設、雫石中央線融雪施設、下川原岩持線アンダーパスポンプ場、町道関連橋灯、源大堂住宅、竜川河川公園、町道関連街路灯、南町線融雪施設、鶯宿地区水辺公園、定住促進住宅、公用車等
上下水道課	簡易水道施設、下水道施設、 <u>上水道施設</u> 、公用車等
学校教育課	中学校1校、小学校5校、公用車等

生涯文化スポーツ課	歴史民俗資料館、青少年ホーム、総合運動公園、ゲートボール場、町営クロスカントリースキー場、鶯宿運動場、御明神運動場、西山運動場、鶯宿温泉スポーツセンター、いわて雫石アーチェリーセンター、中央公民館・図書館、雫石公民館、御所公民館、御明神公民館、西山公民館、旧西根小学校、公用車等
-----------	---

《実行計画の取組み》

町では、一事業者として自らの事務・事業により排出される温室効果ガスを率先して削減し、地域環境の保全と地球環境の保全に寄与するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、令和3年3月に『雫石町地球温暖化対策実行計画（第Ⅴ期計画）』を策定しています。この計画では、令和元年度を基準年度として、令和3年度から令和7年度までの5年間で5%以上（年1%）の削減を目標に取り組むこととしています。

2 排出する温室効果ガスの範囲

排出する温室効果ガスと、それに係る活動内容の区分は次のとおりです。なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定されている物質は7種類ですが、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）については、把握が困難なため調査対象外としています。

表2 温室効果ガスの調査種類

種 類	ガス排出の原因となる活動
二酸化炭素 CO ₂	電気の使用、燃料の使用
メタン CH ₄	ガス・ガソリン燃料の使用、自動車の走行
一酸化二窒素 N ₂ O	ディーゼル燃料の使用、ガス・ガソリン燃料の使用、自動車の走行
ハイドロフルオロカーボン HFC	自動車用エアコンの使用・廃棄

※パーフルオロカーボン（PFC）・・・主に、半導体基板の洗浄剤や代替フロンに用いられる。

※六ふっ化硫黄（SF₆）・・・電子機器の絶縁体として使用されている。

※三ふっ化窒素（NF₃）・・・主に、半導体集積回路のプラズマエッチングに用いられる。

3 各課・各施設等の取組み状況

各課・各施設における、『雫石町地球温暖化対策実行計画（第Ⅴ期計画）』に基づく取組状況は以下のとおりです。

表3 各施設等における取組状況集計数値（網掛けは75%未満）

具体的な取組項目	取組割合
1 照明の省エネルギー	99.6%
① 不必要な場所の照明は、こまめに消灯する。	100.0%
② 昼休みは、必要箇所以外消灯する。	100.0%
③ 会議室、トイレ、給湯室、書庫等は使用時のみ点灯（消灯）する。	100.0%
④ 残業時は、必要な場所のみ点灯する。	100.0%
⑤ 一定の明るさが確保できる場合や日当たりの良い場所では間引き照明に努める。	98.0%
2 空調の適正管理	95.6%
① クールビズ・ウォームビズの取組を推進する。	100.0%
② 空調機器の設定温度は、気象状況等に応じて適切な温度に設定する。（環境省の目安では、冷房28℃、暖房20℃）	86.7%
③ 空調使用時は、窓や扉を締め、カーテン、ブラインド、植栽（緑のカーテン）等を活用して、冷暖房の効果を高める。	100.0%
3 O A機器・家電機器の省エネルギー	73.5%
① O A機器（パソコン、コピー機等）は、省エネモードを活用し、長時間使用しない時は電源を切る。	88.6%
② 退庁時は、不要なO A機器、家電機器のコンセントを抜き待機電力削減に努める。	59.6%
③ 電力消費の大きな家電機器の利用は必要最小限とし、未使用時はコンセントを抜く。	72.3%
4 公用車の効率的運用	93.5%
① アイドリングストップや急発進、急加速、急停車を控える等、エコドライブに努める。	100.0%
② タイヤの空気圧点検を定期的実施する。	90.0%
③ 近距離の移動は、徒歩を利用する。	100.0%
④ できる限り公共交通機関の利用や公用車の乗り合いに努める。	90.9%
⑤ 車両更新時には、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車等の低公害車を導入する。	88.9%
⑥ 車内は整理整頓し、不要な荷物は積載しないように努める。	85.0%
⑦ 毎月の走行距離の把握に努め、適正運行を行う。	100.0%
5 用紙使用量削減	96.1%
① 両面印刷または集約印刷を実施し、用紙使用量の削減に努める。	97.7%
② ミスコピー用紙等、使用可能な用紙の裏面活用、封筒、ファイル等の再利用に努める。	97.7%
③ パソコンのプレビュー画面の活用や、コピー機の使用前後は必ずリセットボタンを使用し、印刷ミスを減らす。	92.9%
④ 会議資料や印刷物は必要部数を精査し、不要な印刷を減らす。	100.0%
⑤ デスクネットを活用し、電子メールや電子データ、回覧、DM等の活用により用紙の使用を抑制する。	100.0%
⑥ 区长配布時の世帯配布はなるべく控え、班回覧や広報誌、HP、SNS等の活用に努める。	88.2%
6 水道使用量削減	92.9%
① 水道の使用後は、蛇口を確実に締める。	100.0%
② 水洗トイレの水は無駄に流さないように努める。	100.0%
③ 水を出したままにしない等、節水を心がける。	100.0%
④ 自動水栓への切り替えを検討する。	71.4%
7 公共施設の省エネ化	75.6%
① 照明機器のLED化を積極的に推進する。	80.0%

②	空調機器の設置や更新時には、高効率空調機の導入を推進する。	93.1%
③	施設の新築又は設備更新の際は、積極的に省エネ設備の導入を検討する。	93.3%
④	施設の新設や大規模改修時には、複層ガラスなどの導入を検討し、施設の断熱化に努める。	80.0%
⑤	ESCO事業（※）や省エネルギー診断の実施を検討し、施設の省エネルギー化を図る。	31.6%
8 再生可能エネルギー設備の導入		42.0%
①	施設の新設や大規模改修時には、国・県等の補助制度や支援策を活用しながら、再生可能エネルギー設備の導入を推進する。	71.4%
②	薪ストーブやペレットストーブなどの木質バイオマスを利用した設備の導入・活用を推進する。	12.5%
9 施設の運用改善		89.4%
①	空調やポンプ、ボイラー等における運転管理の明確化（運用マニュアルの整備等）に努め、施設の省エネルギー化に向けた改善を図る。	83.3%
②	設備の定期的な清掃・点検を行い、機器の適切な使用に努める。	97.9%
③	空調室外機の設置状態の適正化を図り、余分な電力の消費抑制に努める。	97.0%
④	ボイラー設備における燃焼空気比の適正化等の効率的な運用に努める。	86.4%
⑤	必要に応じボイラーの稼働時間の短縮を検討し、燃料の消費抑制に努める。	83.3%
⑥	公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の統合や複合化、廃止及び解体等により総量の縮減を図る。	88.2%
10 グリーン購入の推進		84.8%
①	物品購入の際はグリーン購入法適用品の使用に努める。	75.5%
②	グリーン購入法適用品のコピー（PPC）用紙の庁内使用等に努める。	94.1%
11 環境に配慮した設計・施工		87.0%
①	省エネルギー・省資源となる設計や廃棄物を抑制した施工など環境に配慮した設計・施工に努める。	84.2%
②	建築副産物は、発生抑制・再利用・適正処理に努める。	94.7%
③	公共施設や街路における緑化を推進する。	82.1%
12 その他の取り組み		96.7%
①	適正な事務分担と計画的な業務執行やノー残業デーの実施により残業時間を減らし、日没後の電力消費削減に努める。	90.9%
②	光熱水費、燃料費等の使用状況を把握し、適正な予算執行に努める。	100.0%
③	張り紙の掲示等、節電、節水の周知に努める。	92.6%
④	チューブファイル等の事務用品の再利用に努める。	100.0%
⑤	指定管理者等による公共施設の管理者には、省エネルギーの取組みや廃棄物の発生抑制、資源化等、温室効果ガス削減のための行動や実績報告についての協力を依頼する。	100.0%

※ESCO 事業とは、省エネルギー改修を実施するための一手法で、改修に必要な費用を、省エネによる光熱費の削減分で賄う事業です。施設の省エネルギー改修の提案、設計、施工、管理、運用、場合によっては資金調達までをエネルギーサービス会社(ESCO)が提供します。また、ESCO 事業者は顧客に対して省エネ効果の保証を行うため、顧客は省エネルギーによる光熱費の削減額が確約されることとなります。

(1) 具体的な取組項目以外で各課や各施設で取り組んでいること

総合政策課

- ・事務所の電気は全部点けず必要最小限にとどめている。(七ツ森地域交流センター)

税務課

- ・席を長く空けるときは、パソコンのモニターの電源を切る。

農林課

- ・パソコンを使用しないときはモニターの電源を切る。(農業指導センター)
- ・プリンターの電源も長期不在時は切る。(農業指導センター)

観光商工課

- ・空調器具の設定温度の適切な温度設定、使用していない電化製品のコンセントを抜き待機電力削減など節電に努めている。(雫石銀河ステーション)
- ・リサイクル可能な廃棄物(ダンボール、ペットボトル等)はゴミとして処分せず、リサイクル業者に回収してもらうようにしている。(町民憩の家鶯宿集会所)
- ・施設内の照明は順次LEDに交換するようにしている。(町民憩の家鶯宿集会所)
- ・未使用時はパソコンの電源等を消す。店舗以外の照明は、利用の都度点けるように心がけている。(道の駅地域交流拠点施設)

学校教育課

- ・職員会議、分掌部会等の資料のデータ化。ペーパー不使用。(雫石中学校)
- ・エアコン、電気暖房は職員室で集中管理なので、夕方一定の時間を過ぎたら電源を切っている。(雫石小学校)
- ・電気暖房は不要な部屋まで暖めることがないように、配電盤でスイッチを入れたり切ったりしている。(雫石小学校)
- ・エアコンを使用できる時間の設定。(御所小学校)

生涯文化スポーツ課

- ・館内のLED照明化を行っている。(中央公民館・図書館)
- ・使用していない部屋の電気機器はプラグをコンセントから抜く(大会議室音響卓等)。(中央公民館・図書館)
- ・館内表示にて施設利用者に節電を促す。(中央公民館・図書館)

(2) 取組結果の状況

- 1 照明の省エネルギーに向けた取組割合は、約99%になっています。
- 2 空調の適正管理に向けた取組割合は、約96%になっています。
- 3 O A機器・家電機器の省エネルギーに向けた取組割合は約74%で、特にO A機器・家電機器の退庁時や未使用時にコンセントを抜くなどの待機電力削減の取組割合が低い状況となっています。
- 4 公用車の効率的運用に向けた取組割合は、約94%になっています。
- 5 用紙使用量の削減に向けた取組割合は、約96%になっています。
- 6 水道使用量の削減に向けた取組割合は、節水に関する取組項目では100%取り組まれています。水道の自動水栓への切り替えの検討は約71%に留まっています。
- 7 公共施設の省エネ化に向けた取組割合は、約76%になっています。
- 8 再生可能エネルギー設備の導入に向けた取組割合は、約42%に留まっています。
- 9 施設の運用改善に向けた取組割合は、約89%になっています。
- 10 グリーン購入の推進に向けた取組割合は、約85%に留まっています。
- 11 環境に配慮した設計・施工に向けた取組割合は、約87%になっています。
- 12 その他の削減に向けた取組割合は、約97%になっています。

4 活動量の比較

温室効果ガス排出に関する活動量は、次のとおりです。

全体の活動量のうち約85%を電気使用量が占めており、令和5年度と比較すると約7%の増加となっています。また、燃料使用量は前年の使用量と比較すると約2.7%の増加となっていますが、これは施設での燃料使用量が増えたもので、自動車の走行に係る燃料使用量は減少しており、併せて自動車の走行量も前年度と比較して7.5%の減少となっています。

表4 温室効果ガス排出に関する活動量比較

種 別	単 位	基準年度 (令和元年度)	令和5年度	令和6年度	R5・R6 対比(%)		
電気使用量	Kwh	6,272,698	5,553,800	5,956,188	7.25%		
燃料消費量	灯油	ℓ	217,188	189,721	163,283	-13.94%	
	A重油	ℓ	207,600	198,700	217,000	9.21%	
	LPG	Kg	46,426	35,254	34,800	-1.29%	
	ガソリン	ℓ	32,625	24,888	26,161	5.11%	
	軽油	ℓ	87,269	69,127	92,003	33.09%	
	燃料消費量(計)		591,108	517,690	533,247	3.01%	
自動車の走行量	ガソリン	普通・小型乗用車	Km	158,039	119,564	124,062	3.76%
		軽乗用車	Km	93,665	142,222	82,742	-41.82%
		普通貨物車	Km	0	145	3,404	-
		小型貨物車	Km	9,772	21,705	18,287	-15.75%
		軽貨物車	Km	97,338	83,933	60,235	-28.23%
		特殊用途車	Km	3,787	850	2,362	177.88%
	軽油	普通・小型乗用車	Km	25,003	22,259	21,385	-3.93%
		普通貨物車	Km	128,360	5,198	73,017	1304.71%
		小型貨物車	Km	0	0	8,418	-
		特殊用途車	Km	193,316	170,335	129,677	-23.87%
	自動車走行量(計)		709,280	566,211	523,589	-7.53%	
	エアコン装備車使用	台	86	94	71	-24.47%	
	エアコン装備車廃棄	台	3	2	1	-50.00%	

5 活動内容別の温室効果ガス排出量の比較

前項の活動量に基づく温室効果ガス排出量は、次のとおりです。
前年度と比較して活動量が増加したことにより、排出量も全体では5%超の増加となっています。

表5 活動内容別の排出量比較

ガスの種類	種別	基準年度 (令和元年度) (kg-CO ₂)	令和5年度 (kg-CO ₂)	令和6年度 (kg-CO ₂)	R5・R6 対比(%)
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用	3,274,348	2,649,166	2,841,504	7.26%
	灯油の使用	540,798	472,405	406,574	-13.94%
	A重油の使用	562,596	538,477	588,070	9.21%
	LPGの使用	139,278	105,762	104,401	-1.29%
	ガソリンの使用	75,690	57,741	60,693	5.11%
	軽油の使用	225,156	178,347	237,368	33.09%
メタン (CH ₄)	自動車の走行	207	157	173	10.19%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行	4,759	4,032	3,160	-21.63%
ハイドロフルオロ カーボン(HFC)	カーエアコン使用	1,230	1,346	923	-31.43%
	カーエアコン廃棄	42	28	7	-75.00%
合計		4,824,104	4,007,461	4,242,873	5.87%

※ 温室効果ガスの計算方法は次のとおり。

各活動量×各温室効果ガスの排出係数×地球温暖化係数

例えば、電気の場合は、

電気使用量(kwh)×東北電力の排出係数(0.402*)×二酸化炭素の係数

*環境省・経済産業省公表「電気事業者別排出係数」より(前年度は0.477)

図1 令和6年度排出量構成比

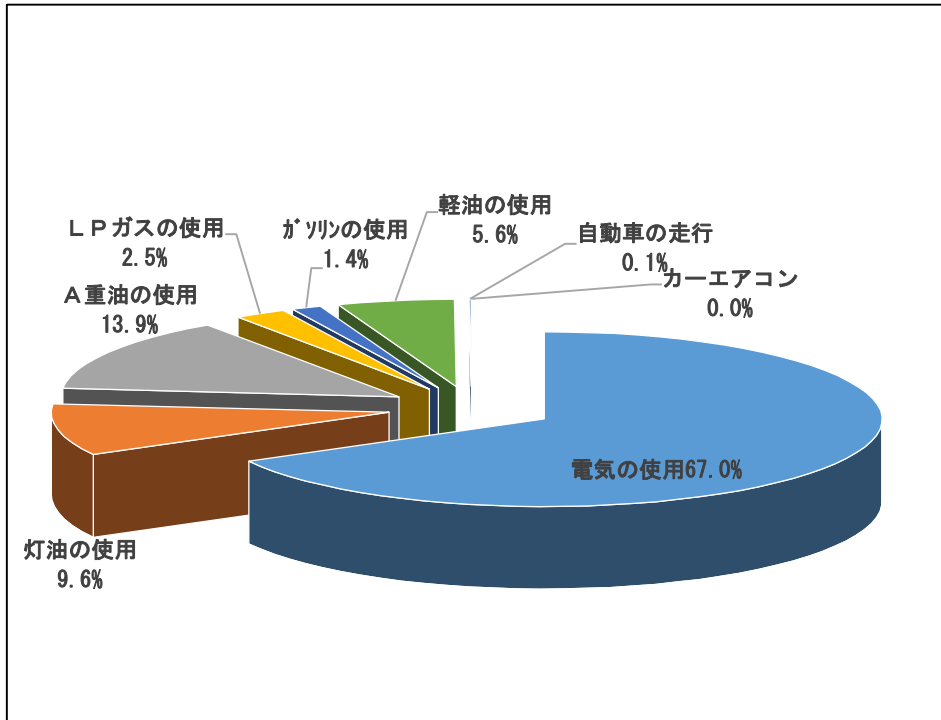
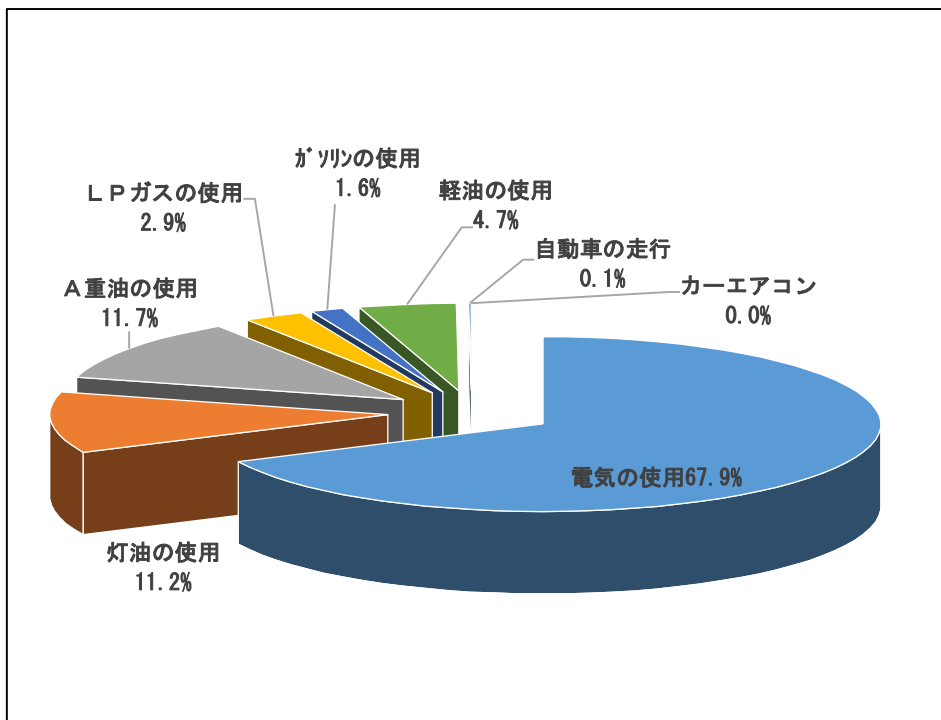


図2 基準年度（令和元年度）排出量構成比



(注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計に誤差があります。

6 施設の種別別温室効果ガス排出量

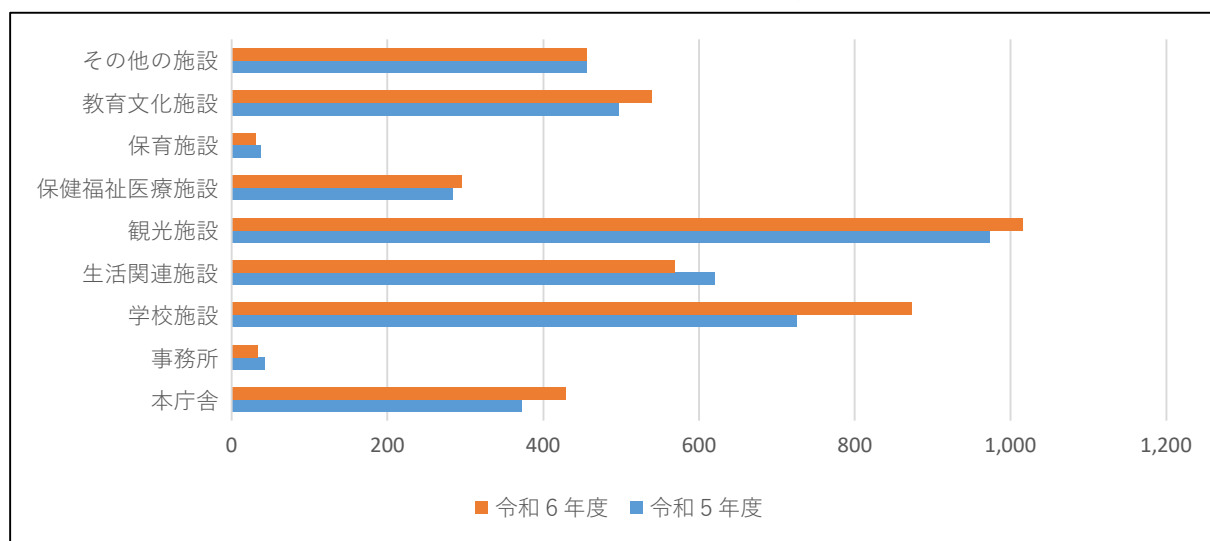
令和6年度における施設の種別別の排出量は、令和5年度と比較して全体では約235,412kg-CO₂の増加となり、中でも学校施設における排出量が前年度に比較して約147,906kg-CO₂が、増加しています。これは、夏季の最高気温が高温となる日が続いたことにより、空調機器の使用が昨年より増加したものと推測されます。

表6 施設別の排出量比較

組織・施設の種別	令和5年度 (kg-CO ₂)	令和6年度 (kg-CO ₂)	R5・R6比較 (kg-CO ₂)
本庁舎	371,664	428,666	57,002
事務所（駅前事務所、農業者トレーニングセンター、御所ダム管理事務所）	42,795	34,073	△ 8,722
学校施設	724,660	872,566	147,906
生活関連施設（火葬場、水道関係施設）	619,500	569,047	△ 50,453
観光施設	973,349	1,015,947	42,598
保健福祉医療施設	283,908	294,833	10,925
保育施設	38,329	30,997	△ 7,332
教育文化施設	497,345	540,429	43,084
その他の施設	455,911	456,315	404
計	4,007,461	4,242,873	235,412

図3 施設別排出量推移

(単位：t-CO₂)



7 課・室ごとの温室効果ガス排出量

課・室ごとの排出量を比較したものです。

主に、燃料使用量や電気使用量の減により排出量が減少している部署がある一方、施設利用の増加に伴う照明や空調使用等による電気使用量の増加により教育部門の排出量が増加しています。

表7 課・室ごとの排出量比較

組織・施設の種類	令和5年度 (kg-CO ₂)	令和6年度 (kg-CO ₂)	R5・R6比較 (kg-CO ₂)
総合政策課	43,529	55,784	12,255
総務課	269,204	283,784	14,580
防災課	26,825	28,128	1,303
税務課	—	—	—
出納課	—	—	—
町民課（環境対策室）	91,126	93,280	2,154
福祉課	31,564	29,701	△ 1,863
健康推進課	251,476	264,676	13,200
こども課	38,329	30,997	△ 7,332
農林課	225,304	205,296	△ 20,008
観光商工課	1,019,572	1,063,365	43,793
地域整備課	146,892	188,807	41,915
上下水道課	529,992	477,343	△ 52,649
雫石診療所	868	456	△ 412
議会事務局	—	—	—
農業委員会	—	—	—
学校教育課	750,238	896,146	145,908
生涯文化スポーツ課	582,542	625,110	42,568
計	4,007,461	4,242,873	235,412

8 課・室ごとの電気料金・燃料費

課・室ごとに令和6年度の電気料金・燃料費をまとめたものです。電気や燃料等の使用量は全体として増加傾向にあり、令和5年度の電気料金や燃料費を比較しても12,076千円の増額となっています。（令和5年度は267,964,186円）

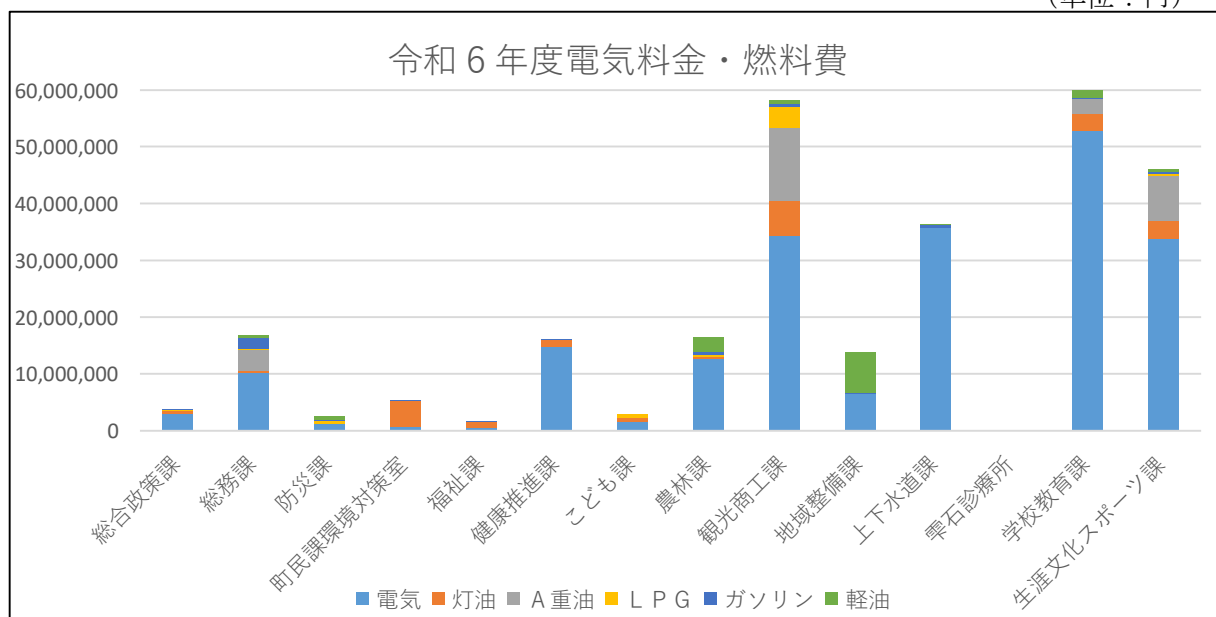
表8 課・室ごとの電気料金・燃料費

(単位：円)

組織・施設の種類の	電気	灯油	A重油	LPG	ガソリン	軽油	計
総合政策課	2,953,723	534,578	0	164,677	156,573	0	3,809,551
総務課	10,249,211	379,763	3,580,000	277,975	1,845,600	482,401	16,814,950
防災課	1,175,515	135,558	0	412,750	107,719	612,166	2,443,708
町民課環境対策室	695,239	4,555,295	0	113,957	30,102	0	5,394,593
福祉課	458,008	1,055,638	0	30,514	117,043	0	1,661,203
健康推進課	14,797,518	1,228,109	0	44,096	127,504	0	16,197,227
こども課	1,620,004	689,047	0	635,340	0	0	2,944,391
農林課	12,710,626	312,537	0	297,200	497,749	2,630,413	16,448,525
観光商工課	34,437,011	6,017,729	12,848,900	3,738,210	454,045	606,334	58,102,229
地域整備課	6,556,383	0	0	0	154,653	7,060,087	13,771,123
上下水道課	35,705,835	0	0	0	515,328	148,514	36,369,677
霽石診療所	0	0	0	0	32,919	0	32,919
学校教育課	52,696,125	3,168,801	2,569,000	0	184,760	1,417,199	60,035,885
生涯文化スポーツ課	33,840,545	3,050,672	7,976,000	392,061	248,401	507,364	46,015,043
計	207,895,743	21,127,727	26,973,900	6,106,780	4,472,396	13,464,478	280,041,024

図4 課・室ごとの電気料金・燃料費

(単位：円)



9 温室効果ガス排出量の目標達成状況

令和6年度の温室効果ガス排出量について、目標年度に対する数値目標の達成状況は次のとおりです。

表9 目標達成の状況

(単位：kg-CO2)

ガスの種類	種別	基準年度 (R1)	R6年度 実績	基準年度と の 比較	目標年度 (R7)	目標年度と の 比較
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用	3,274,348	2,841,504	△ 432,844	3,110,631	△ 269,127
	灯油の使用	540,798	406,574	△ 134,224	513,758	△ 107,184
	A重油の使用	562,596	588,070	25,474	534,466	53,604
	LPGの使用	139,278	104,401	△ 34,877	132,314	△ 27,913
	ガソリンの使用	75,690	60,693	△ 14,997	71,905	△ 11,212
	軽油の使用	225,156	237,368	12,212	213,898	23,470
メタン (CH ₄)	自動車の走行	207	173	△ 34	197	△ 24
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行	4,759	3,160	△ 1,599	4,521	△ 1,361
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコン使用	1,230	923	△ 307	1,169	△ 246
	カーエアコン廃棄	42	7	△ 35	40	△ 33
合計		4,824,104	4,242,873	△ 581,231	4,582,899	△ 340,026

10 第V期計画における基準年度（R1年度）との比較

令和6年度における町の事務及び事業活動に伴い排出した温室効果ガス総排出量は、4,243t-CO₂で、本計画の基準年度である令和元年度の温室効果ガス総排出量4,824t-CO₂と比較すると12.0%（581t-CO₂）の減少となり、前年度同様、令和7年度の目標値を達成する結果となりましたが、令和5年度比較すると、温室効果ガス排出量が236t-CO₂増加しました。

第V期計画（令和3年度～令和7年度 目標5%以上削減）

(単位：t-CO₂)

年度	基準年度 (R1年度)	R2年度 (参考)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	目標値 (R7年度)
総排出量	4,824	4,661	4,293	4,295	4,007	4,243	4,583
基準年度 増減率	—	-3.3%	-11.0%	-11.0%	-16.9%	-12.0%	-5.0%

11 総論

- (1) 令和6年度の温室効果ガス総排出量は、4,243t-CO₂でした。また、本計画の基準年度である令和元年度の温室効果ガス総排出量4,824t-CO₂と比較して12.0% (581t-CO₂) の減少となりました。
- (2) 電気の使用に伴う排出量は、2,840t-CO₂と前年度より191t-CO₂増加しています。
- (3) 灯油の使用に伴う排出量は、403 t-CO₂と前年度より69 t-CO₂減少しています。
- (4) A重油の使用に伴う排出量は、588 t-CO₂と前年度より50 t-CO₂増加しています。
- (5) L P Gの使用に伴う排出量は、104 t-CO₂と前年度より2 t-CO₂減少しています。
- (6) ガソリンの使用に伴う排出量は、61 t-CO₂と前年度より3 t-CO₂増加しています。
- (7) 軽油の使用に伴う排出量は、237 t-CO₂と前年度より59 t-CO₂増加しています。

12 今後の取組み

令和6年度は、新型コロナウイルス感染症が沈静化し、社会経済活動が活発化してきたことにより観光関連事業や社会教育・社会体育関係などの活動量が増加したことや、夏季における気温の上昇に伴う空調機器の使用増加等によって、令和5年度と比較して温室効果ガスの排出量が増加したものと推測されます。

一方で基準年度である令和元年度の温室効果ガスの排出量と比較すると、12.0%削減の結果となり、年1%削減の目標は達成している状況です。

町では、2050年(令和32年)までにカーボンニュートラルを目指すとともに令和7年3月に雫石町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下「区域施策編」という。)を策定し、町や町民、事業者に期待される基本的な役割を明らかにするとともに、目標達成に向けた施策・取組や基本方針毎の重点施策、重点取組などを定めたことで、今後、この計画に基づいて推進していくこととしています。

また、本実行計画(事務事業編)の計画期間は令和7年度までであることから、区域施策編との整合も図りながら次期計画を策定するものとし、庁内の連携・協力を図りながら計画の実効性を確保していきます。